

財団法人広島市ひと・まちネットワーク寄附行為

	平成 8 年 4 月 1 日	広島県教育委員会許可 指令広教委総第 1 号
変更	平成 9 年 4 月 1 日	広島県教育委員会 指令広教委総第 20 号
変更	平成 10 年 10 月 12 日	広島県教育委員会 指令広教委総第 70 号
変更	平成 14 年 4 月 1 日	広島県教育委員会 指令広教委総第 5 号
変更	平成 18 年 5 月 17 日	広島県教育委員会 指令広教委総第 13 号
変更	平成 20 年 6 月 2 日	広島県教育委員会 指令広教委総第 21 号

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、財団法人広島市ひと・まちネットワークという。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を広島市中区袋町 6 番 36 号に置く。

(目的)

第 3 条 この法人は、青少年の健全育成から高齢者の社会参加の促進までを含む、市民の幅広い学習活動や学習成果の活用等に資する事業を行い、もって市民の生涯学習活動の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 市民の生涯学習を支援する体制の整備
- (2) 市民に対する多様な学習機会の提供
- (3) 市民の学習成果の評価・発表・活用に関する事業の実施
- (4) 生涯学習に関する調査・研究及び研修の実施
- (5) 生涯学習及び青少年活動に関する関係団体・機関との連絡調整
- (6) 社会教育関連施設の管理運営及び整備
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 財産及び会計

(財産の構成)

第 5 条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 補助金
- (6) その他の収入

(財産の種類)

第6条 この法人の財産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 この法人の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

2 基本財産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、評議員会の意見を聴いた上、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、広島県教育委員会（以下「主務官庁」という。）の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、評議員会の意見を聴いた上、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を得なければならない。これらを変更する場合も同様とする。

2 理事長は、前項の議決があったときは、直ちにその事業計画及び収支予算書を主務官庁に届け出なければならない。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により、予算が成立しないときには、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度予算に準じて収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第12条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、評議員会の意見を聴いた上、その会計年度終了後2か月以内に理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を得なければならない。

2 理事長は、前項の議決があったときは、同項に規定する書類を、その会計年度終了後3か月以内に主務官庁に報告しなければならない。

3 収支決算に剰余金があるときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、理事会の議決を得て、その一部又は全部を基本財産に繰り入れることができる。

4 前2項の場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第13条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決を経、かつ、主務官庁の承認を得なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第14条 第8条ただし書及び前条の規定に該当する場合、並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、評議員会の意見を聴いた上、理事会の議決を経、かつ主務官庁の承認を得なければならない。

(特別会計の措置)

第15条 この法人は、事業遂行上必要があるときは、評議員会の意見を聴いた上、理事会の議決を得て、特別会計を設けることができる。

(会計年度)

第16条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第3章 役員

(役員の種類別、選任等)

第17条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10人以上15人以内(理事長及び常務理事を含む。)

(2) 監事 2人

2 理事及び監事は、評議員会において選任する。

3 理事は、互選により、理事長及び常務理事を選任する。

4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

5 理事のいずれか1名とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を越えてはならない。

6 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

7 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を主務官庁に届け出なければならない。

8 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を主務官庁に届け出なければならない。

(役員職務)

第18条 理事長は、この法人を代表し、法人の業務を統括する。

2 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、この法人の常務を分担処理するとともに、理事長に事故あるとき又は、理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、この法人の業務を議決し、執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 財産及び会計を監査すること。

(2) 理事の業務執行状況を監査すること。

(3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は、主務官庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を理事長に請求し、若しくは召集すること。

(任期)

第19条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、

前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第20条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決に基づき解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において、議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第21条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

第4章 理事会

(理事会)

第22条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第23条 理事会は、この寄附行為に別に規定するもののほか、この法人の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

2 次に掲げる事項については、理事会は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(1) 事業計画及び収支予算の決定

(2) 事業報告及び収支決算の承認

(3) 不動産の買入れ又は基本財産の処分若しくは担保の提供

(4) その他理事長が付議した事項

(種類及び開催)

第24条 理事会は、定例理事会と臨時理事会の2種とする。

2 定例理事会は、毎年5月及び3月に開催する。

3 臨時会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面をもって召集の請求があったとき。

(3) 第18条第4項第4号の規定により、監事から召集の請求があったとき。

(召集)

第25条 理事会は、理事長が召集する。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時会を召集しなければならない。

3 理事会を召集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開会の日7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第27条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 理事会の議事は、この寄附行為に別に規定するもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は理事として、議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第29条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

2 軽易な事項で、あらかじめ理事会の議決により定められたものについて、理事長は、議決すべき事項を示した書面により賛否を求め、理事会の議決に代えることができる。この場合において、理事長はその結果を書面で各理事に通知しなければならない。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 理事の現在数並びに理事会に出席した理事数及びその氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過及びその結果並びに発言者の発言要旨

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事の中からその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第31条 この法人に10人以上15人以内の評議員を置く。この場合において、評議員現在数は、理事現在数と同数以上とする。

2 評議員は、理事会で選出し、理事長が任命する。

3 評議員は、役員を兼ねることができない。

4 評議員のいずれか1名とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、評議員現在数の3分の1を越えてはならない。

5 評議員には、第19条、第20条及び第21条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。(第21条第1項ただし書きを除く)。

(評議員会)

第32条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、次の各号の一に該当する場合に、理事長が召集する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 評議員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第18条第4項第4号の規定により、監事から召集の請求があったとき。

3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

4 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項につい

て審議し、助言する。

- 5 評議員会には、第27条から第30条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第6章 事務局

(設置等)

第33条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第34条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 許可、認可等に関する書類及び登記に関する書類
- (3) 役員及び評議員の名簿、就任承諾書及び履歴書並びに職員の名簿及び履歴書
- (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- (5) 資産台帳及び負債台帳
- (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 処務日誌
- (8) 官公署往復書類
- (9) その他必要な書類

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第35条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第36条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務官庁の許可を得て解散する。

(残余財産の処分)

第37条 この法人の解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ4分の3以上の議決を経、かつ、主務官庁の許可を経て、広島市又はこの法人と類似目的を持つ公益法人に寄附するものとする。

第8章 補則

(委任)

第38条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、主務官庁の設立許可があった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員及び評議員は、第17条及び第31条の規定にかかわらず、別紙役

員名簿及び評議員名簿のとおりとし、その任期は、第19条第1項（第31条第5項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、平成10年3月31日までとする。

（別紙省略）

3 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第10条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

4 この法人の設立初年度の会計年度は、第16条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成9年3月31日までとする。

附 則 （平成9年3月28日寄附行為第2号）

この寄附行為は、主務官庁の認可があった日から施行する。

附 則 （平成10年10月9日寄附行為第1号）

この寄附行為は、主務官庁の認可があった日から施行する。

附 則 （平成14年3月28日寄附行為第1号）

この寄附行為は、主務官庁の認可があった日から施行する。

附 則 （平成18年3月30日寄附行為第1号）

この寄附行為は、主務官庁の認可があった日から施行する。

附 則 （平成20年3月28日寄附行為第1号）

この寄附行為は、主務官庁の認可があった日から施行する。